

平成14年度予算に係る「構造改革特別要求」において、雇用の観点から推進が期待される重点施策の例について（中間報告）

1. 産業構造改革・雇用対策本部の役割

平成14年度予算に関し、『今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針』について（平成13年6月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）に掲げる「重点7分野」については、内閣が中心となって、それぞれの基本方針に則り、施策の強力な調整を行い、総合的な政策を決定することとされている。

これを受け、「平成14年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成13年8月10日閣議了解）により、「基本方針」に示された「重点7分野」への予算配分の重点化等により構造改革の促進を図るため、「構造改革特別要求」として当該施策に係る経費を要求することとなった。

この「構造改革特別要求」に係る要求については、9月末日までの間、内閣に置かれる諸会議等（経済財政諮問会議、総合科学技術会議、IT戦略本部、都市再生本部、産業構造改革・雇用対策本部）において調整が行われることとされている。

産業構造改革・雇用対策本部においては、「構造改革特別要求」に係る要求のうち、雇用の観点から推進が期待される施策について整理し、総合科学技術会議等による「重点7分野」の評価に役立てることとする。

2. 「雇用の観点から推進が期待される施策」についての考え方

産業構造改革・雇用対策本部の「中間とりまとめ」に明記されているもの等、構造改革を推進し、新市場・雇用の創出に資すると考えられるものについて重点的に整理する。この要件を満たす具体的な重点施策の例として、別紙1のとおり検討中。

3. 「構造改革特別要求」における雇用関連施策の割合

なお、現時点で、内閣官房には、各省庁が要求予定の施策の概要が提出されており、その全体の要求予定額約1.4兆円のうち、約9千億円（約65%）が雇用関連施策として登録されている（別紙2）。